

「医療的ケア児の教育のための、訪問看護及び居宅介護の特区における規制緩和」  
に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項に対する回答

訪問看護を居宅以外の場所で行うことについては、健康保険法の規定や財政面の制約から困難とのことだが、提案者によるアンケート調査では相当のニーズが見込まれ、また、特区内かつ義務教育に限定すれば保険財政へのインパクトも小さいと考えられることから、医療的ケア児が十分に義務教育を受けることができるよう、医療的ケア児に対する訪問看護を通学時や学校内で利用可能とする制度改正を法改正も含めて検討すること。

(答)

- 医療保険制度で訪問看護を居宅以外の場所で行うことについて、現行の健康保険法の趣旨に合致しないことは、以前（4月15日）の厚生労働省回答（添付資料参照）でお示ししたとおりである。
- 特区内に限定して認めるということであるが、公的医療保険、特に被用者保険は地域保険でないことから、特定の地理的範囲においてのみ給付対象を拡大することは、保険制度の原理として不適當である。医療的ケア児の教育の保障の問題は、特区内に限られるものではなく、全国的に対処が必要である。
- さらに、義務教育に限定すれば保険財政へのインパクトも小さいと考えられるとのことであるが、治療以外の目的に対する訪問看護等の提供に係る要望は医療的ケア児以外からも多くあり、義務教育期間中の医療的ケア児に限定できる保証はない。そのため、医療的ケア児以外に拡大することも含めて考えた場合の財政影響は相当に大きいと考えられる。
- また、学校への訪問看護は、その目的、実施される内容や実施に要する時間、費用等の面で、現在、居宅において実施している医療保険の訪問看護と費用負担の在り方が異なる。
- 以上のことから、特区内かつ義務教育に限定して医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とするのではなく、まずは、どういった場面で医療的ケアが必要なのか、またそのケアの内容等の具体的ニーズやそれに対する支援策についての検証を行い、訪問看護も含め、医療的ケア児が教育を受けられる環境を整備するための方策の在り方について検討することが必要と考えられる。

「医療的ケア児の教育のための、訪問看護及び居宅介護の特区における規制緩和」  
に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項に対する回答  
( 抜粋 )

1. 現行の法律制定時には想定されていなかった医療的ケア児への対応のために、「居宅」は、病院以外(学校も含む)と解釈すべきと考えるが、見解を示すこと。

(答)

【公的医療保険制度】

- 我が国の公的医療保険制度においては、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、具体的には、保険医療機関等における医療サービスのほか、居宅で療養を行っている患者に対する訪問診療等による医学的管理や訪問看護等が保険給付の対象となっている。
- 訪問看護に関する給付については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが、指定訪問看護事業者より訪問看護を受けた時に、保険者が必要と認める場合に限り訪問看護療養費が支給されるものである。訪問看護の給付は、通院等が困難な者に対するものであって、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付の対象とすることは、健康保険法等の想定するところではない。
- 居宅における訪問看護と、訪問看護を用いた外出時の支援とは、その目的、実施される内容や、実施にかかる時間・費用等のいずれの面でも、その性格を大きく異にするものである。ご要望のように、訪問看護に関する公的医療保険の給付を外出に対する支援に拡大することについては、公的医療保険の給付の在り方に関わるものであり、大きな財政負担を伴うものであることから、解釈上の課題とすることはできないものである。
- 公的医療保険制度は、公費及び国民が支払う保険料を財源として法律に基づく給付を行うものであるところ、御指摘の解釈は、当該条項の文言及び制定趣旨と整合性を持たず、法律に基づく解釈とはいえないことから、適切ではないと考えている。